

令和2年度 宇美町職員採用試験

採用予定日 令和3年4月1日(木)

■ 募集内容

試験区分	採用予定人員	職務内容	受験資格
一般事務	1名程度	一般行政事務に従事します	平成6年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人 普通自動車免許を有する人
保健師	1名	保健師業務(事務も含む)に従事します	平成4年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人 普通自動車免許を有する人 保健師資格を有する人

※次のいずれかに該当する場合は、受験できません。・日本国籍を有しない人・地方公務員法第16条に該当する人

■ 1次試験

日時 9月20日(日) 試験会場 宇美町地域交流センター

※2次試験、3次試験の日程は採用試験案内に記載しています。

■ 採用試験案内・申込書の請求

町ホームページからダウンロードできます。また、総務課において配布も行っています。

(注)試験案内などの郵送を希望する場合は、120円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(角形2号封筒[縦33cm×横24cm程度])を同封して、総務課へ請求してください。

■ 申込受付期間 7月15日(水)～8月24日(月)

8時30分～17時15分(土・日・祝日は除く) ※郵送の場合、8月24日(月)必着



☎811-2192 糟屋郡宇美町宇美5-1-1 宇美町役場総務課 人事秘書係 ☎932-1111 FAX933-7512

申請は
お済み
ですか?

【再拡充】小規模事業者応援給付金 【申請期限間近】休業要請協力店舗等協力金

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、売上が著しく減少した事業者に対して給付する「小規模事業者応援給付金」の対象者を再拡充し、申請期限を再延長しました。

また、福岡県知事の休業要請に応じ、休業など(休業、営業時間の短縮、宅配、テイクアウトサービス)を実施した事業者に対して給付する「休業要請協力店舗等協力金」の申請期限が迫っています。

【小規模事業者応援給付金】

拡充内容

- ・基準月 3月～6月(拡充前:～5月)
- ※1事業者につき1回に限る
- ・給付対象 支店も含む(拡充前:本店のみ)
- ・申請期限 8月31日(月) ※当日消印有効

【休業要請協力店舗等協力金】

申請期限 7月31日(金) ※当日消印有効

※各制度の給付条件および申請書などの詳細は、町ホームページに掲載していますので、ご活用ください。

小規模事業者
応援給付金



宇美町 応援給付金 検索

休業要請協力店舗等
協力金



宇美町 協力金 検索



☎まちづくり課 商工観光係 ☎934-2370 FAX934-2371

共働事業提案制度2次募集

町では、より暮らしやすい魅力あるまちづくりを実現するため、町民活動団体と町が共働で実施する公益的な事業提案を募集する「宇美町共働事業提案制度」の共働事業を募集します。

子育て支援、高齢者福祉、文化交流、防災などさまざまな分野で、あなたの自由なアイデアをまちづくりに活かしてみませんか。

★共働事業提案制度の概要

●対象となる団体

自主的に社会貢献性を持つ団体(当該活動により得た利益の分配を目的としないものに限る)

●経費の負担額

町の負担額:事業の実施に必要な総事業費の5分の4以内(1事業あたり30万円を限度とする)

実施団体の負担額:総事業費のうち町の負担額以外の額

●審査

共働のまちづくり推進委員会において、審査を行います。

●募集期間

7月20日(月)～8月7日(金)

※制度の詳細は、まちづくり課で配布している「宇美町共働事業提案制度募集要項」をご覧ください。

★共働ってなんですか？

共働とは、さまざまな主体同士が、暮らしやすい町を築いていくためにパートナーシップを確立し、それぞれの責務と役割を認識し合い、認め合い、尊重し合い、対等な立場で、共に考え、共に協力し、共に楽しみながら行動していくことです。



☎まちづくり課 共働推進係 ☎934-2370 FAX934-2371